

石川県公報

平成 29 年 12 月 12 日
第 13063 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		選挙管理委員会	
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路整備課) 1	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	5
○県有財産貸付一般競争入札公告	(医療対策課) 1	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	5
○都市計画法に基づく公聴会の開催公告	(都市計画課) 3	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	5
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	(建築住宅課) 5	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	6

告 示

石川県告示第549号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成29年12月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
県 道	野々市鶴来線	白山市鶴来本町三丁目ヲ3番1地先から 白山市鶴来新町レ85番6地先までの上下線	平成29年12月12日

公 告

県有財産貸付一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年12月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 貸付内容

(1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産貸付

(2) 貸付けする施設名、貸付面積及び販売品目並びに貸付期間

別表1のとおり

(3) 入札方法

入札価格は貸付期間中の貸付料の総額とし、次の入札方法のうちいずれかの方法により別表2のとおり入札に付するものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 単独入札

物件ごとにそれぞれ入札に付すもの

イ 一括入札

二以上の物件を一括して入札に付すもの

2 入札日時

別表2のとおり

3 開札日時

入札後即時開札

4 入札及び開札の場所

金沢市鞍月東2丁目1番地 石川県立中央病院管理局総務課会議室

5 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成29年度の競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 法人にあつては石川県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては石川県内で事業を営んでいる者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務について、過去3年間に2年以上自ら管理・運営している実績を有している者であること。

6 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約内容に関する事項
入札案内書に記載のとおり
- (2) 入札案内書の交付場所
石川県立中央病院管理局総務課経理係
金沢市鞍月東2丁目1番地
電話番号 076-238-7857

7 入札参加申込の方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書及び添付書類を(2)の受領期限までに、石川県立中央病院管理局総務課経理係まで持参し、又は簡易書留により送付しなければならない。
- (2) 受領期限
平成29年12月18日（月）17時（簡易書留の場合は受領期限内必着とする。）

8 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 貸付料の納入

貸付料は落札価格とし、年度ごとに、石川県が発行する納入通知書により、年額を指定の期日までに納入する。ただし、年2回の分割納入をすることもできる。

(5) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(6) 問合せ先

石川県立中央病院管理局総務課経理係

金沢市鞍月東2丁目1番地

電話番号 076-238-7857

別表 1

物件番号	施設名	設置場所	財産区分	住所	貸付面積	販売品目	貸付期間
1	石川県立中央病院	4階産科病棟家族休憩室	建物	金沢市鞍月東2丁目1番地	1.44m ²	飲料	2年82日間
2	石川県立中央病院	5階談話スペース	建物	金沢市鞍月東2丁目1番地	0.80m ²	飲料	2年82日間
3	石川県立中央病院	3階医局ラウンジ内	建物	金沢市鞍月東2丁目1番地	0.93m ²	飲料	2年82日間
4	石川県立中央病院	10階展望室	建物	金沢市鞍月東2丁目1番地	2.04m ²	飲料	2年82日間
5	石川県立中央病院	10階展望室	建物	金沢市鞍月東2丁目1番地	1.87m ²	飲料	2年82日間

別表 2

入札番号	物件番号	入札区分	施設名	設置場所	販売品目	入札日時
1	1	一括入札	石川県立中央病院	4階産科病棟家族休憩室	飲料	平成29年12月20日（水） 午前10時00分
	2		石川県立中央病院	5階談話スペース	飲料	
	3		石川県立中央病院	3階医局ラウンジ内	飲料	
	4		石川県立中央病院	10階展望室	飲料	
2	5	単独入札	石川県立中央病院	10階展望室	飲料	平成29年12月20日（水） 午前10時15分

都市計画法に基づく公聴会の開催公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成したいので、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年12月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 開催日時、都市計画の種類及び開催場所

開催日時	都市計画の種類	開催場所
平成30年1月17日 13時から	珠洲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	能登空港ターミナルビル 4階41会議室
平成30年1月17日 14時から	内浦及び能都都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
平成30年1月17日 15時から	輪島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
平成30年1月17日 16時から	穴水都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
平成30年1月18日 14時から	富来及び志賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	中能登総合事務所 2階 第1会議室
平成30年1月18日 15時から	七尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
平成30年1月18日 16時から	羽咋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
平成30年1月15日 15時から	津幡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	津幡町役場 2階大会議室
平成30年1月16日 15時から	川北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	川北町文化センター 1階視聴覚室

2 都市計画の変更の概要

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、都市計画の計画書を平成29年12月15日から同月28日まで石川県土木部都市計画課及び各都市計画区域内の市町都市計画担当課に備え置いて縦覧に供する。)

3 公述の申出

(1) 申出の期限

平成29年12月28日

(2) 申出の手続等

公述人として意見を述べることができる者は、当該公聴会に係る都市計画区域内の住民とし、意見を述べようとする場合は、申出の期限までに別記様式による意見申出書を提出すること。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、一部の者を公述人に選定することがある。

4 その他

(1) 意見申出書の提出先及び問合せ先

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部都市計画課

(2) 公述の申出がない場合

3(1)の申出の期限までに申出がない場合は、公聴会を開催しない。なお、公聴会を開催しない場合は、3(1)の申出の期限後、追って石川県公報に掲載する。

別記様式

意 見 申 出 書

平成30年1月 日 に開催される（珠洲・内浦及び能都・輪島・穴水・富来及び志賀・七尾・羽咋・津幡・川北）都市計画の変更に関する公聴会において、次のとおり意見を公述したいので申し出ます。

平成 年 月 日

石 川 県 知 事 様

住 所

（電話番号

）

氏 名

印

生年月日

職 業

意見の要旨 別紙のとおり（注）

（注） 意見の要旨及びその理由を具体的に、400字程度で書いてください。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成29年12月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字太田ろ199番1から199番14まで	道路 河北郡津幡町字太田ろ199番13	河北郡津幡町字北中条五号54番地3 加陽産業有限会社

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年12月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

19,190人

石川県選挙管理委員会告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年12月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

219,937人

石川県選挙管理委員会告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（そ

の総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成29年12月12日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,858人
七 尾 市 選 挙 区	15,461人
小 松 市 選 挙 区	29,745人
輪 島 市 選 挙 区	8,171人
珠 洲 市 選 挙 区	4,456人
加 賀 市 選 挙 区	19,316人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,278人
か ほ く 市 選 挙 区	9,691人
白 山 市 選 挙 区	30,978人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,967人
野 々 市 市 選 挙 区	13,940人
河 北 郡 選 挙 区	17,733人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,152人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,146人
鳳 珠 郡 選 挙 区	7,944人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 103 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成29年12月12日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

219,937人